

そうだんうけつけけんすう
【相談受付件数 R3年1月～3月】

ほうじんほんぶ よ そうだん しょうさい
法人本部に寄せられた相談の詳細（総数 50件）

- みよ 身寄りがなく身元保証人等に困っている…43件
- すばしよ 住む場所がない…34件
- お金の管理が難しい…7件
- つみ おか せいかつ こま 罪を犯して生活に困っている…5件
- DV・虐待等…3件
- その他、どこに相談したら良いかわからない（関係機関紹介）等…9件

そうごうそうだんかんりしやいしはら
総合相談管理者石原より

2～3月は住居の更新時の連帯保証人や緊急連絡先のいないというご相談が多くありました。また、これまでは男性のご相談が多かったですが、女性のご相談も増えていきます。DV被害やご家族の複雑な問題も多くあり、シェルター利用が前向きな今後に繋がっていくことを望んでいます。

しょうくいんしょうかい
職員紹介



はじめまして、尾形瑞穂と申します。令和3年2月1日より総務として入社いたしました。全てが新鮮で、発見と学習の毎日を送っております。諸先輩方から利用者様のお話を伺うたびに、どれほど過酷な状況だったとしても、人は環境次第で良い方向へ進んでいける可能性があると思いました。遅咲きスタートな私ですが、一つ一つ丁寧に業務を覚えていきたいです。何卒よろしくお願い致します。

＜事務所移転のお知らせ＞

本部事務所が2021年3月29日（月）をもって秋田市八橋に移転となりました。職員一同、心機一転の志をもって業務に取り組んでいく所存です。電話番号などの各種連絡先に関しては移転前と変わりありませんので、お気軽にお問合せ下さい。改めまして、今後ともよろしくお願い致します。



特定非営利活動法人
あきた結いネット

〒010-0973

秋田市八橋本町 3-20-21

TEL 018-874-8897

発行担当者：菅原 啓汰



さくら咲く 令和3年4月号

春たけなわの季節となりましたが、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

令和3年度は法人設立から約8年間の活動を多くの方に知っていただく機会として、オンラインセミナーの開催を予定しています。今まで受け付けた相談の内容を分析し発信することで、秋田県の現状や抱えている課題に関心を寄せてもらえるきっかけになることを望んでおります。

また、本部事務所を秋田市八橋へ移転したことにより、秋田市役所から徒歩10分の立地であり、今回ご紹介している志を結び（緊急受け入れ用住居）からも近くなりました。新規相談から受け入れ、住居提供、生活相談などの一連の流れをよりスムーズに進めて行くことが可能となっています。コロナウイルスの影響がまだ続いていく毎日ではありますが、様々な工夫をしながら地域から必要とされるNPO法人として活動を継続していきたいと考えています。これからも皆様のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

特定非営利活動法人あきた結いネット

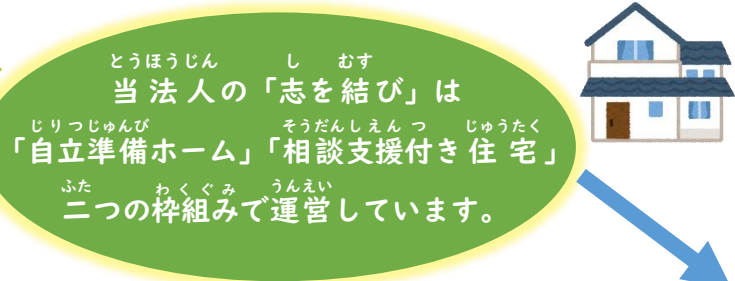
理事長 坂下 美渉

私たちの活動を紹介いたします！！part 4

事業紹介

志を結び

(緊急受け入れ用住居)



<自立準備ホームとは・・・>

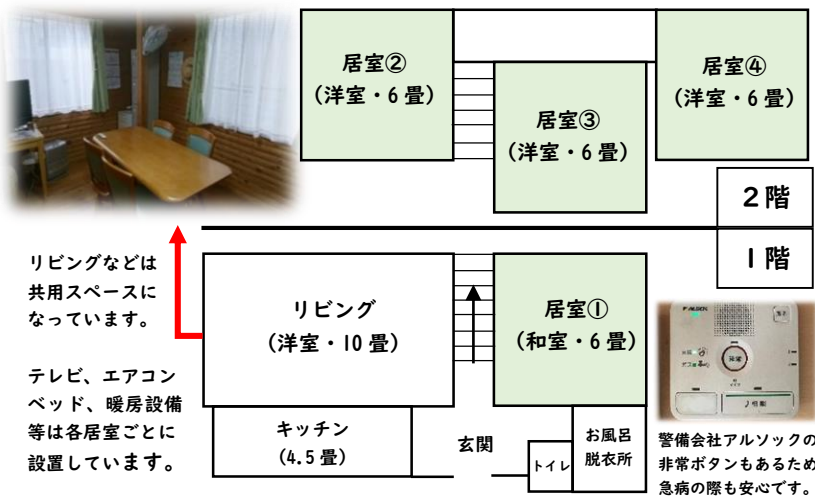
刑務所・少年院などを出所された
後、帰る家の無い方が自立するまで
の間、一時的に住むことのできる
制度の施設です。保護観察所からの
依頼や委託を受けて入居者の方を
受け入れています。約6 か月ほど
滞在することができ、利用料は保護
観察所から支払われ、お米や生活
用品等は志を結びでご用意します。

<入居者Cさんのコメント>

入居してから数か月経ち、今は
就職先も決まって清掃会社で働
いています。何より「屋根のある
場所で暮らせる」というだけでも
本当に助かっています。志を結び
で生活を送りながら、今後はお金
を貯め、転居や引っ越しに向けて
引き続き活動していきます。



【志を結び 見取り図】



<受け入れ体制について>

志を結びは最大4名の受け入れ体制となっており、一人
ずつ毎日個別に面談や相談対応などの支援を継続
して行っています。就職や引っ越し先、受け入れ
場所が決まった方から順次、新居へ旅立っていきます。
また、身元保証人がいない等の理由で転居が難しい
場合は、当法人の身元保証サービス「結いの手」へ
お繋ぎすることも可能です。



<相談支援付き住宅とは・・・>

さまざまな理由で住む場所に困っている方
に対し、志を結びの居室を一部屋一定期間
(1日～6か月間) お貸ししております。

<利用条件は・・・>

特にありません。入居時の保証人や初期
費用などは不要です。入居後は生活相談に
金銭管理、転居や就職活動のサポート等を
行います。入居者の方々が安定した生活を
送れるよう、当法人で支援していきます。

<利用料金は・・・>

短期間(3か月未満)の場合、
となり。長期間の場合は家賃(1日
1,000円)、水光熱費(実費)、生活相談費
として月10,000円を頂戴しております。

<利用ケースのご紹介>

- ・50代男性、ホームレスの方。
- ・頼れる身寄りや親族がいない。
- ・新型コロナウイルス流行の影響によって
勤め先を解雇され、生活が苦しくなる。
- ・家賃を払えず住居を失い、A駅改札口付近で
約1か月ほど生活したが、所持金が尽きた。
市役所に相談し、当法人を紹介され
シェルター利用となる。現在は転居し、A市内
のアパートにて生活を送っている。

